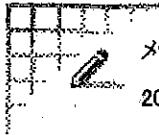


郵便局から取扱
あての返信可

室長	年間盛主幹係長	主	室	員	担当
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]



メール東部健福廃棄物

2010/01/22 10:25



メール東部健福廃棄物 <kftoubu-haiki@pref.shizuoka.lg.jp>に返信してください

送信者:

宛先:

cc:

件名: 報告、御相談

関係)--Checked by Antivirus-software

廃棄物リサイクル室 [REDACTED] 様

お世話になります。

メールにて失礼いたします。

1 伊東市荻不適正保管関係

新地主との面会記録をお送りします。



091221伊東市荻[REDACTED].doc 100115伊東市荻[REDACTED].doc 100118伊東市荻[REDACTED].doc

一旦は試掘OKの話になったのですが、それが18日に事実上拒否されました。

事務所で対応を検討していますが、
現在のところ

①

②

③

なにしろ、直接の面会が拒否されているため、かなり苦慮しています。
上記対応で問題がないか御検討ください。

2 [REDACTED] 関係

先日廃棄物係の[REDACTED]さんからのお説明で[REDACTED]いました。
その時の記録です(そちらでも[REDACTED]が作ったものが回っているかもしれません)。



100112[REDACTED].doc

④

先日[REDACTED]と面会しました。
その時の記録です。



100113[REDACTED].doc

先日相談させていただいた排出事業者確定については、
予想したとおり「自分(██████████)が処理する」と言っているのに、
何が問題なのだとおっしゃる弁でした。

登記名義人と実質所有者が異なる場合というのは、世間ではママあり、また、登記に公信力がないことは承知していますが、

[REDACTED]

今後このことについて、更なる相談、検討を一緒にお願ひいたします。
また、弁護士相談や、全国規模のセミナー等での相談等も考えてみたいと思います。

いろいろで誠にすみませんが、よろしくお願ひします。

東部健康福祉センター 廃棄物課 [REDACTED]

口頭記録

部長	技監									
										担当
打合年月日	平成 22 年 1 月 13 日 9 時 30 分 ～10 時 40 分			相手方						
起案年月日	平成 21 年 1 月 20 日			熱海市	まちづくり課					
決裁年月日	平成 年 月 日			廃棄物課						
標題	[REDACTED] の解体工事について									
用件	<p>* [REDACTED] を熱海市役所に呼び、熱海市日金町の解体现場における排出事業者について、また、伊豆山の造成現場も含めた今後の廃棄物処理について聴取した。</p> <p>1 [REDACTED] の状況 ([REDACTED] 氏の話)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日金のがれきは、伊豆山へ運び破碎し再生材として、伊豆山造成地に敷きたいが、現下の経済状況でその費用を捻出できない。 <p>[REDACTED]</p>									
処理(問い合わせ概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・伊豆山で使いたいガラバゴスはリース用が関東地域で 2 台しかなく、リース代は位かかる。また、もし購入するとなれば [REDACTED] 円程しとても払える額ではない。従って、今は [REDACTED] に頼んで、リースの順番待ちをしている状況である。いつ頃になるのかは聞いてみる。 ・日金のがれきは少なくともここ数十年は崩れない。今までのようながれきが崩れるなどということは聞いたことがない。 [REDACTED] さんとは話をしている。 ・費用が捻出できれば直ぐにでも廃棄物処理に着手したいが、 [REDACTED] には金融機関は融資しない。現在 [REDACTED] 1月末か 2 月にそれが確定する。その融資が受けられれば直ぐに着手する。 									

用件・処理(問い合わせ概要)

2 [REDACTED]との関係について

*日金における建物解体廃棄物の排出事業者が不明確なため[REDACTED]からの説明を受けたもの。

- ・土地や建物が[REDACTED]の名義になっている（注：登記簿上土地の名義は[REDACTED]建物は[REDACTED]である）のは、単純に資金の提供を[REDACTED]から受けたためであり、実質所有は[REDACTED]である。

当該土地建物は[REDACTED]から買った物であり、[REDACTED]からの資金提供が不可能になったので、[REDACTED]に資金提供させたのである。

現に[REDACTED]の名義になっているが、実質所有は[REDACTED]である。

開発の現場ではそのような登記の仕方（抵当権設定でなく、所有権を移転）は珍しくない。

[REDACTED]からの資金の借用書はある。

- ・建物の解体費用は[REDACTED]が負担している。それは[REDACTED]かかるところ、[REDACTED]で実行すると話をしたところ、将来的に[REDACTED]が解体しなかった場合は[REDACTED]は解体を実行しなくてはならなくなることが想定され、その時に[REDACTED]円かかるより今[REDACTED]円で済む方が有利であるとの[REDACTED]の計算が働いたためで、その[REDACTED]をとりあえずは[REDACTED]が建て替えているものである。
- ・工事自体は[REDACTED]が全部やっている。
- ・伊豆山へのがれきの運搬は[REDACTED]が自ら行っている
- ・このような説明をする必要がどこにあるのか。要は廃棄物が片付けばいいのではないか。

→（廃棄物課）法律上廃棄物処理の責任者を確定させるためである。

従って、今の説明を証明する書類が欲しい。

→（[REDACTED]）自分が片付けると言っているのに法律云々というのは納得いかない。

悪法であるならば改めるよう働きかけるのも行政の仕事だ。

証拠書類については担当の[REDACTED]に話をしてもらいたい。

4 その他

①がれきを崩落の恐れのない開発地中段に移動させることについて

（[REDACTED]）には指示済であるが、一旦中段に移動させ、更に伊豆山へ移動させるのは2度手間となるため、伊豆山での処理に目途がつけば実施したい。

②日金の工事完了部分（上～中段）について

（[REDACTED]）スケルトンバケットで篩っており、地中に廃棄物があることは絶対にない。基礎についても全て引き抜いている。

電波探査やサイカ試験（どのような試験かは不明）も行っている。

もし、入っていればとても売れないで、そのようなことはない。

用
件
・
処
理
(
伺
い
)
概
要

5 廃棄物課からの口頭指示事項

- ・いつから実際の撤去が可能になるのか（ガラパゴスの手配、資金の目途等）、その計画書を提出されたい。
- ・[REDACTED]が当該工事の実行者であることを証する書面を提出されたい。
具体的には[REDACTED]との関係を示す書類を提出されたい。
- 事務を担当する[REDACTED]と連絡をとりつつ提出してもらうこととなった。